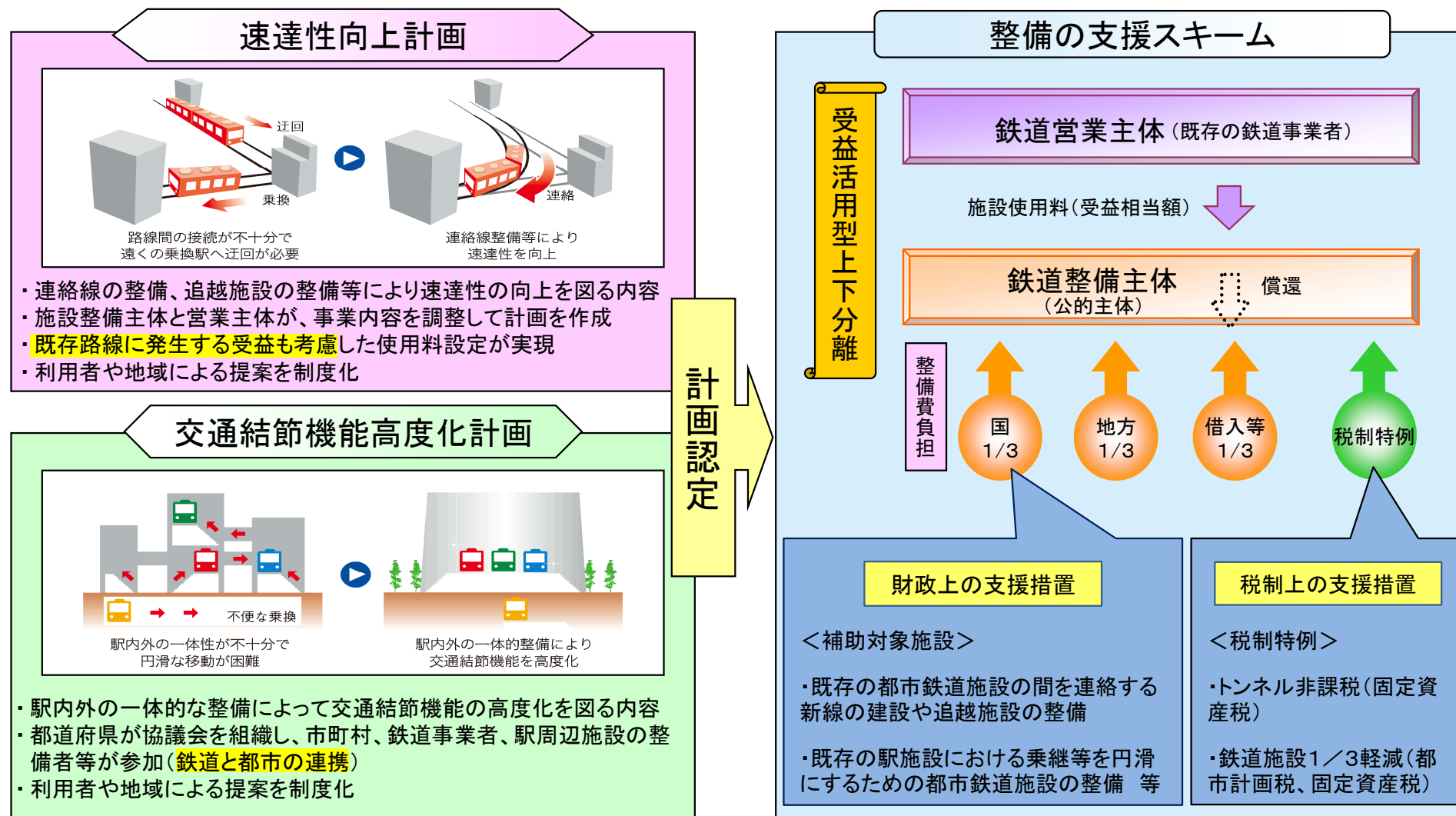


- 都市鉄道等利便増進法（H17.8施行）に基づき、**既存ストックを有効活用しつつ都市鉄道ネットワークの機能を高度化**する施設の整備により、都市鉄道等の利便を増進
- 施設を借りて営業する主体が、施設整備主体に対し、当該施設整備による受益の範囲内で使用料を支払う「**受益活用型上下分離方式**」を採用



交通結節機能高度化計画

駅内外の一体性が不十分で円滑な移動が困難

駅内外の一体的整備により交通結節機能を高度化

- ・駅内外の一体的な整備によって交通結節機能の高度化を図る内容
- ・都道府県が協議会を組織し、市町村、鉄道事業者、駅周辺施設の整備者等が参加（**鉄道と都市の連携**）
- ・利用者や地域による提案を制度化